

「いや、それはいけない」使徒言行録16章35～40節

細井 茂徳

第二次伝道旅行においてパウロとシラスは、ローマの植民市フィリピで証ししていると、異邦人たちから迫害を受け捕らえられてしまいます。「**裁判にかけ**」られることなく有罪者かのように扱われ、二人は投獄され足枷まではめられ何もできなくなってしまうのです。しかし本当に何もできなくなったのではなく、賛美と祈りに生き、そこから看守とその家族が救われ受洗したのです。しかし話はそれで終わっていません。後日談が今日の聖書箇所に記載されています。

翌朝にはパウロとシラスは自ら牢に戻ると、高官たちによって遣わされた警吏がやって来て、二人を密かに釈放しようとしたのです。この釈放に納得しなかったパウロが発した言葉が、今週の聖句「**いや、それはいけない**」(37節)です。これは、新約聖書全体の中で、キリスト者が政治権力に向かってはっきりと抗議している唯一の箇所です。

パウロがここで問題としているのは、“市民権の侵害”です。ローマの市民権を持つ自分たちを、「**裁判にかけずに公衆の面前で鞭打ったあげく投獄した**」行為は不正に当たる。これは決してうやむやにしてはならない。それを公的に高官たちが来てわびるべきである。そういう意味だったのだと思います。市民権を持つということは、その領内で、法的に保護され安心して生活できるということです。ところがそれが保障されずに侵害された。由々しきことだったのです。

私たちクリスチャンにとっての市民権とは、どのようなもので、また何の権利が保障されているのでしょうか？ パウロがこの後、フィリピの信徒たちへ送った手紙に、このような言葉が記されています。「**私たちの国籍は天にあります**」(フィリピ 3:20)。私たちには、天国の市民として様々な権利が保障されています。たとえそれが地上にあって、法によって保障されていなくとも、神の愛によって守られています。この魂の安心が侵害されることがないように、場合によってははっきり「**いや、それはいけない**」と言える歩みをしてまいりましょう。